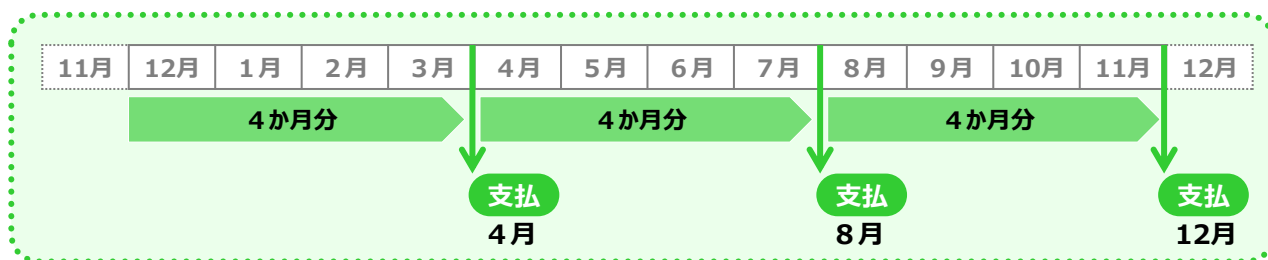


「児童扶養手当」が年6回払いになります

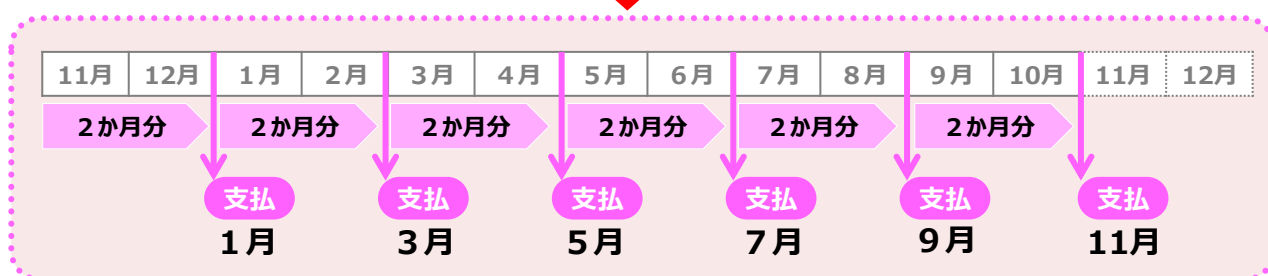
「児童扶養手当法」の一部を改正し、2019年11月分の児童扶養手当から支払回数を〈4か月分ずつ年3回〉→〈2か月分ずつ年6回〉に見直します。

2019年11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます

現在
(3回払い)



改正後
(6回払い)



今後の支払スケジュール (2018年4月～2021年3月)

2018年 (平成30年)									2019年 (平成31年)		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払			

(*1)

2019年									2020年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払

(*2)

2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払 (現況届)		支払		支払		支払		支払

(*1) 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額の変更を行っていますが、**制度変更後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。**

(*2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

中野市三好町一丁目3番19号

中野市役所福祉課厚生保護係 0269-22-2111 (内線298)